



まもろうネットニュース第16号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和2年10月23日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）



▼登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました！

10月2日（金）に市民会館大ホールにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、94名のご参加のもと、今年で第5回となる定例会議を開催しました。

1. 令和元年度 登別市消費生活センター事業報告

昨年度の総相談件数は 224件と、平成29年度から継続して200件以上と多くの相談が寄せられています。

また、昨年度から現在にかけて、固定電話の光回線の契約についての相談が増えています。電話勧誘で、「今お使いの固定電話より料金が安くなる」と言われ契約すると、インターネットを使わない方にとっては返って以前より料金が高くなってしまふことがあるため、注意が必要です。



2. 見守り事例の報告



登別市地域包括支援センターあおいの杉本センター長より、実際にヘルパーさんが介護サービス利用者宅へ訪問した際に（見守り）、灯油タンクの領収書を見つけ（気づき）、消費生活センターへ情報提供したこと（つなぎ）により被害の救済につながった事例の報告をしていただきました。見守り活動中違和感を覚えたとき、または自分自身が被害に遭っているか不安な時は、些細なことでも消費生活センターへご連絡ください。

3. 消費者被害・見守り活動に関する講演

（一社）北海道消費者協会 非常勤講師の中井 悦子氏を講師としてお招きし、「消費者被害防止ネットワークの役割と消費者トラブルの現状」と題し、見守り活動・気づきのポイント、消費者トラブルの様々な手口や特徴についてご講演をいただきました。

講演の中で、見守りで重要なこととして“地域で今実際にどのような被害が発生しているのか理解し、情報共有すること”が挙げられていました。今後もまもろうネットニュースにおいて、最新の消費者被害情報をお届けしますので、可能な限りの見守り活動をよろしくお願ひします！



※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

大金をあげる？ 知らない人からの メールは無視！



©Kurosaki Gen

障がいがある女性の携帯電話に、**知らない人から「1850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください」というメール**が届き、女性はその内容を信じ込み2千円振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが手元になく「1万円を振り込まないとお金がもらえない」とお金の管理を手伝っている支援者の自分に相談してきた。

(当事者：50歳代 女性)

ひとこと助言



- 携帯電話やスマートフォンを持っていると様々な迷惑メール等が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。知らない人からのメールは無視するなど、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。スマートフォン等の設定で予防もできます。
- 家族や周りの人は、変わった様子はないかなど、日ごろから気を配りましょう。同様の手口に再度だまされてしまうこともあるので、何度も繰り返し注意をする必要もあります。
- 少しでも不安を感じたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。